

# 医事課

## 1. 医師臨床研修必修化に向けた検討状況等について

(1) 医師の臨床研修については、平成12年12月に医師法が改正され、平成16年4月から、診療に従事しようとするすべての医師に対して必修化されることとなった。

将来の専門性にかかわらず、患者を全人的に診ることのできる基本的な診療能力を修得した医師をつくるため、今後、必修化に向けた研修体制の整備を行っていくこととしている。

現在、医道審議会医師分科会に医師臨床研修検討部会を設置し、必修化後の研修目標、研修プログラム等に係る具体的な在り方について検討を行っているところであり、平成14年度末までに具体的な在り方をとりまとめることとしている。

各都道府県におかれでは、地域における臨床研修実施体制の整備に向けて、管下医療機関等への指導・支援等引き続きご協力をお願いしたい。

(審議会の検討状況については、厚生労働省ホームページに掲載)

(2) 臨床研修費等補助金については、平成12年度より、これまでの

(目) 医療関係者研修費等補助金から(目)臨床研修費等補助金に変更するとともに、都道府県分(都道府県、市町村立病院が対象)と学校法人分(学校法人、医療法人等の病院が対象)に分けた交付要綱としているところであり、今後とも、補助金の申請に当たっては、ご留意願いたい。

なお、今回いただいている補助金申請については、現在、交付決定手続きを進めているところであり、近々通知できる予定である。

## 2. 医師、歯科医師等の処分について

(1) 平成13年11月に医道審議会医道分科会が開催され、2名の医師に対し免許取消しの処分、8名の医師及び8名の歯科医師に対し1月から5年の業務停止の処分を行ったところである。

また、新たに29名の医師、歯科医師に対しては、意見の聴取等の手続を行うこととなり、関係都道府県にその実施を依頼し、結果のご報告をいただく予定である。

なお、これら本人からの意見聴取等の手続が終了したものについては、次回の審議会において再度審議され処分等が決定されることとなる。

(2) 医師、歯科医師として不適切な行為のあった者に対する処分については、今後も厳正な態度で望むこととしているので、各都道府県におかれでは医師法（歯科医師法）第3条又は第4条に該当する事案及び医師、歯科医師としての品位を損するような行為の把握及び報告に関して、引き続き特段の御協力をお願ひする。

(3) 診療放射線技師等その他の医療関係職種については、昨年4月、業務に関する犯罪又は不正な行為等を行ったものに該当するとして13名の処分を行ったところである。

引き続き、報告されている処分対象事案について、現在、不利益処分予定者に対する聴聞等を行っているところであり、当該手続終了後速やかに処分等を決定する予定である。

今後とも、処分対象事案の把握及び報告について、御協力をお願ひする。

### 3. 医療従事者の養成について

(1) 医師の需給については、高齢化のピーク時においてその均衡が達成されるよう、現在の新規参入医師数の概ね10%削減を目指す必要性が、「医師の需給に関する検討会報告書」（平成10年5月）において提言されている。

こうした報告を受けて厚生労働省では、文部科学省をはじめ関係者に対し医科大学（医学部）の入学定員の削減を要請してきたところであり、特に公立大学の取り組み方について、引き続き、特段のご配意をお願いする。

(2) 医師国家試験は、医師として医療に第一歩を踏み出しその任務を果たすのに必要な知識、技能を問う試験であり、このような趣旨に照らし、医師国家試験は妥当な範囲と適切なレベルを保つことが要請されている。

このため昭和21年の第1回国家試験実施以来これまで十数次にわたる改善が行われてきており、平成11年4月の「医師国家試験改善検討委員会報告書」を踏まえ、13年の国家試験から、出題数の増加と出題内容の改善等及び試験問題の公募、プール制の導入等を実施したところである。

(3) 診療放射線技師学校及び養成所におけるカリキュラムについては昨年度見直しを行い、平成13年3月30日付けをもって診療放射線技

師学校養成所指定規則を改正し、同年4月から施行したところである。

本年度は、視能訓練士養成施設のカリキュラム、専任教員の見直しを行い、本年度中を目処に視能訓練士学校養成所指定規則の改正を行う予定であり、その際には貴管下の関係者に対する周知徹底をよろしくお願ひする。

なお、臨床工学技士、義肢装具士のカリキュラム等についても、来年度に見直しの検討を行い、規則改正等を行う予定である。

(4) 医療関係職種の養成施設における入学定員の遵守（学生定員の適正管理）については、従来より施設に対して指導を行ってきたところであるが、今後とも引き続き各養成施設に対する指導を徹底していく予定である。

また、養成施設の入学選抜や学校運営に当たっても、適正な管理が図られるよう各養成施設への指導を行っていく予定である。

(5) 当課で所管する各医療関係職種の養成所については、近年においては理学療法士、作業療法士等の新設校が急増している状況である。

こうした状況を踏まえ、新設校のみならず既存校においてもその質の確保が重要となっていることから、今後、新設時における審査の一層の適正化を図るとともに、各養成所に対し年次報告に加え、必要に応じ適宜個別に指導を行っていく方向で検討中である。

(6) 養成施設の整備にかかる補助金については、その適正な執行について補助事業者に対する指導方、引き続き、よろしくお願ひする。

# **齒科保健課**

## 1. 8020運動等歯科保健対策（健康日本21関連）について

厚生労働省では、生涯を通じた歯科保健活動を推進していくため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているところである。

各都道府県等におかれても、本運動の一層の推進にご尽力をお願いする。

なお、厚生労働省としては、歯科保健対策として以下の取組を行っている。

### (1) 8020支援事業の推進について

8020運動の積極的な全国展開を図るため、地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、歯科保健の円滑な推進体制を整備するため、「8020運動推進特別事業」を実施しているが、平成14年度予算案においても引き続き予算計上している。

この事業については、都道府県等の創意工夫による地域の実状を踏まえた積極的な取り組みをお願いする。

また、8020運動に係る研究として、平成14年度においても引き続き、以下の研究を実施することとしている。

平成8年度～「高齢者の口腔保健と全身的な健康状態の関係についての総合研究」

平成12年度～「歯を長持ちさせる予防・治療技術の開発等に関する研究」

平成13年度～「痴呆性老人への歯科保健医療の推進のための研究」

### (2) 歯科における要介護者対策の推進について

介護保険法の施行等に伴い、歯科における要介護者対策及び市町村・都道府県における歯科保健サービスの推進を図るために事業を実施しているが、平成14年度予算案においても引き続き次の事業予算を計上している。

#### ア 介護保険等対応歯科保健医療推進事業

要介護等の状況にあるため、歯科健診、歯科治療等の歯科保健医療サービスを受けることが困難な人に対する適切な歯科保健医療サービスを確保するため、歯科医師及び歯科衛生士に対して、要介護者等の全身管理方法などの研修を行うとともに、この研修受講者を

中心としたチームを組み研修の成果を生かす実践事業を実施する。

#### イ 歯科保健推進事業

成人歯科保健事業、かかりつけ歯科医機能支援事業及び障害者等歯科保健サービス基盤整備事業を実施する。

- ① 成人歯科保健事業：歯科検診を受ける機会に恵まれない母親等地域住民に対する歯科健康診査・歯科保健指導等の実施に対する補助
- ② かかりつけ歯科医機能支援事業：地域の実状を踏まえた歯科保健、医療連携の取れた地域歯科保健体系の向上を図るため、かかりつけ歯科医の機能の普及・啓発を図り、地域の実情に応じた事業の実施に対する補助
- ③ 障害者等歯科保健サービス基盤整備事業：障害（児）者及び難病の者に対する歯科検診・保健指導等を行い、障害者等への歯科保健サービス提供の環境整備を図るための事業に対する補助

#### ウ 要介護者等歯科治療連携モデル事業

歯科治療に伴いショック等を起こしやすい全身的リスク度の高い患者の病院歯科への搬送体制、病診連携のシステム開発等の要介護者等の歯科治療の後方支援体制の整備を行うことを目的として実施しているが、平成14年度予算案においても引き続き計上している。

#### (3) 歯科保健関係行事について

平成14年度の行事予定は以下のとおりであるので、各都道府県におかれても歯科衛生思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いする。

ア 6月4日～10日を歯の衛生週間とする。

イ 第23回全国歯科保健大会を11月9日に静岡県で開催予定

#### (4) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

成人歯科保健や母子歯科保健の充実に伴い、歯科医師及び歯科衛生士の従事者数は増加してきているものの、歯科保健対策の推進のためにはまだ不十分であり、今後とも適正配置にご尽力をお願いする。

特に、現在未配置の県にあってはご努力をお願いする。

## 2. へき地等歯科医療対策について

へき地等における歯科医療対策として以下の事業に対する助成について平成14年度予算案に計上しているところである。

### 【へき地医療対策】

- ①無歯科医地区及び離島住民に対する歯科巡回診療事業
- ②過疎地域における歯科診療所の整備
- ③へき地中核病院設備整備（歯科医療機器分）

### 【救急医療対策】

- ①休日等歯科診療所の運営及び設備整備
- ②歯科の在宅当番医制の実施

## 3. 歯科医師の臨床研修について

(1) 歯科医師の臨床研修については、歯科医師法改正を含む「医療法等の一部を改正する法律」が第150回国会で成立し、診療に従事しようとするすべての歯科医師は卒後1年以上、臨床研修を受けなければならぬこととなった。

今後、平成18年4月からの施行までの間に、歯科医師の資質の向上、全人的医療の推進という趣旨を踏まえた真に実効性のある改正となるよう、①研修医が研修すべき事項・目標、②そのための研修プログラム、③研修修了の認定方法、④臨床研修施設の指定基準等について、具体的な検討を進めている。

(2) 歯科医師臨床研修指定施設の指定状況は以下のとおりである。

平成13年4月1日現在、歯科大学・歯学部附属病院及び医科大学・医学部附属病院以外の一般病院及び歯科診療所の合計394施設が指定され、臨床研修が実施されているところである。

また、本年3月に医療関係者審議会歯科医師臨床研修部会の開催を予定しており新たな臨床研修施設の指定を行うこととしている。

(3) 歯科医師臨床研修は開始後、間もないことから、実施率が6割程度に留まっており、また、研修歯科医を受け入れる臨床研修施設も不足の状況にある。平成18年4月の歯科医師臨床研修の必修化に向けて

早急にその拡充を図る必要があり、格段の御協力をお願いしたい。

#### 4. フッ化物応用に関する動向について

平成11年11月に日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解」としてフッ化物利用を推奨する答申をとりまとめており、この見解を受け、歯科保健課では、平成12年度より3カ年の計画で厚生科学研究班を発足させ、むし歯予防を目的としたフッ化物の全身・局所応用に関するより具体的な指針を得るべく「歯科疾患の予防技術・治療評価に関するフッ化物応用の総合的研究」を開始しているところである。

また、平成12年12月に日本歯科医師会では、う蝕の発生を安全かつ経済的に抑制する手段として水道水フッ化物添加が、各種フッ化物応用の中で、有効性、安全性、至便性、経済性等に対する、公衆衛生的に優れた方法であると認識し、水道水への添加という手段の性格上、この実施は、最終的には、地方自治体の問題であり、その経過においては、地域の歯科医師会をはじめとする関連専門団体、地域住民との合意が前提であると見解を出している。

今後、自治体から水道水質基準（0.8 mg/l）内でのフッ化物添加について技術支援要請があれば、水道事業者、水道利用者、地元歯科医師会等の理解等を前提に、厚生科学研究の成果を活用する等により歯科保健行政の一環として応じてまいりたい。

# 看 護 課

## 1. 看護職員確保対策について

平成14年度看護職員確保対策関係予算（案）については、厳しい財政状況の中、少子・高齢化の進展、医療の高度化・専門分化など看護を巡る状況の変化に対応し、より資質の高い看護職員の養成・確保を図るため、看護職員の離職防止、養成力の確保、再就業の支援を行うなど、115億4千万円を計上している。

### ア. 離職の防止

#### （ア）病院内保育所運営事業

平成14年度においては、看護職員以外の医療従事者の児童を対象に追加するとともに、保育料の見直し及び負担能力調整の緩和を行い、補助か所数の増を図ることとしている。

また、新たに病児等保育を実施する病院内保育所に対する支援を行うこととしているので、所要の財源確保に努められたい。

なお、自治体立分については、平成10年度から一般財源化されたところであるが、本事業の重要性に鑑み看護職員確保対策に支障が生ずることのないよう必要な予算の確保について引き続きご尽力をお願いする。

#### （イ）看護師宿舎施設整備事業

本事業については、平成11年度の総務庁の行政監察において、整備後の宿舎の利用率が低いものが見受けられる旨の指摘がされているところであり、整備計画が宿舎利用希望者数と比較して過大とならないよう補助事業者等に対する指導を行うとともに、整備計画書や交付申請書等の審査の徹底をお願いする。

## イ. 再就業の支援

### （ア）ナースセンター事業

ナースセンターのコンピュータシステムについては、昨年8月に「e-ナースセンター」として、インターネットを利用した求人・求職の登録、情報の提供及び相談の仕組みを導入したことから、求

人・求職の登録者数が増加しているところである。

また、都道府県ナースセンター事業については、平成10年度より一般財源化されているところであるが、看護職員需給見通しの達成に向けて、本事業が果たす役割の重要性に鑑み、事業に必要な予算の確保について引き続きご尽力をお願いする。

#### (イ) 看護職員就労確保総合支援事業

本事業は、平成13年度創設事業として、看護職員の確保が困難な医療機関に対し、専門家による調査、相談等に取り組むなど、看護職員の就労確保に向けた総合的支援を実施するものであるが、引き続き積極的な取り組みをお願いする。

### ウ. 養成力の確保

#### (ア) 看護師等養成所施設整備事業

新設養成所等に対する国庫補助については、既に事業計画の提出をお願いしているところであるが、国庫補助の採択に当たっては、都道府県の看護職員需給見通しの達成状況等を十分精査することとしているので留意願いたい。

#### (イ) 看護師等養成所運営事業

本事業については、従来からの取り組みに加え、保健師と看護師、助産師と看護師の一貫した教育を行うための統合カリキュラムの導入を図る看護師等養成所に対する支援を平成14年度より実施することとしている。

また、准看護師養成所のカリキュラム変更等に伴い、補助基準額の見直しを行うこととしている。

さらに、本事業については、補助金の算定方法の適正化について、会計検査院から平成11年に改善措置要求を受けたところであり、関係法令、看護課長通知（平成11年6月16日看第26号）等を十分に踏まえ、引き続き、補助金執行事務の適正化に努められたい。

#### (ウ) 看護師等修学資金貸与事業

看護職員の定着を促進する観点から、平成14年度の新規貸与者

より、返還免除要件の就業期間を3年間から5年間へ改正するなどの見直しを行うこととしている。

また、本事業の平成14年度貸与月額等については、平成13年度と同様であり、引き続き積極的な取り組みをお願いする。

## エ. 資質の向上

### (ア) 看護職員資質向上推進事業

医療の高度化・専門分化に対応するため、看護師等養成所のカリキュラム改正等が逐次行われ、専任教員の配置の充実を行い教育の向上が図られているところであり、これらに適切に対応するため、専任教員再教育事業及び看護教員養成講習会へのより一層の取り組みをお願いする。

併せて、平成13年度創設事業である専門的看護ケア研修事業についても、積極的な取り組みをお願いする。

### (イ) 看護職員通信学習システム開発事業

平成14年度新規事業として、看護職員が個々の状況に応じ自由な時間に学習できるインターネットを活用した通信学習システムの開発を行い、平成15年度より各都道府県等において本システムの活用が可能となる予定である。

なお、これらのインターネットを活用した研修等の環境整備として、「看護職員研修環境整備事業」(平成13年度補正予算事業)を実施しているところであり、積極的な取り組みをお願いする。

### (ウ) 看護基礎教育における医療安全への取組み

平成14年度新規事業として、看護基礎教育における安全教育推進のための看護教員に対する研修を看護研修研究センターにおいて実施することとしている。

### (エ) 看護職員の臨床技能の向上に関する調査検討等

平成14年度において、看護技術能力の向上に向けた卒前教育、卒後研修についての調査、検討や看護師等養成所の運営に関する自己評価指針の作成を行うこととしている。

## 2. 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行について

### (1) 法改正について

昨年12月、議員立法により、「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律」(平成13年法律第153号。以下「改正法」という。)が成立した。

その内容等については、次のとおりであるので、円滑な施行につき、御協力お願いする。

#### ① 資格の名称の変更

これにより、看護婦・看護士の名称が男女共通の看護師とされる等、看護職種の名称が次のように改められた。

- ・保健婦（女性）及び保健士（男性） → 「保健師」
- ・助産婦（女性） → 「助産師」
- ・看護婦（女性）及び看護士（男性） → 「看護師」
- ・准看護婦（女性）及び准看護士（男性） → 「准看護師」

#### ② 関連用語等の変更

①に伴い、関係法令における「保健婦」、「助産婦」、「看護婦」及び「准看護婦」を含む法令の題名及び各規定中の用語について、それぞれ「保健師」、「助産師」、「看護師」及び「准看護師」を含む題名及び用語に改められた。

##### (例)

- ・保健婦助産婦看護婦法 → 保健師助産師看護師法
- ・保健婦国家試験 → 保健師国家試験
- ・助産婦籍 → 助産師籍
- ・看護婦免許証 → 看護師免許証

### (2) 改正法の施行について

改正法の施行期日については、資格等の名称変更が各種試験終了後かつ合格発表前に行われた場合が、試験の実施及び免許の登録・交付手続きを円滑に進める上で、最も支障が少ないと考えられることから、試験及び合格発表の日程を勘案した上で、本年1月17日、「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成14年政令第3号。以下「施行期日政令」という。)により平成14年3月1日としたところである。

### (3) 政令改正について

施行期日政令と併せ、下記の内容の「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」を本年1月17日に公布した。

#### ① 資格の名称等の変更

看護婦等の名称等を引用している保健婦助産婦看護婦法施行令等31政令について、(1)と同様の改正を行った。

#### ② 保健婦籍等における登録事項の追加

保健師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録事項に「性別」を追加した(保健師助産師看護師法施行令第2条関係)。

### (4) 省令改正について

法改正に伴い、看護婦等の名称等を引用している保健婦助産婦看護婦法施行規則等における資格の名称及び関連用語の改正等を内容とする、「保健婦助産婦看護婦法施行規則等の一部を改正する省令」(仮)及び「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則等の一部を改正する省令」(仮)を近日中に公布する予定である。

### 3. 看護研修研究センターの看護教員養成等について

看護研修研究センターは、看護教員養成及び看護教育に関する調査・研究を行う機関として昭和52年に設立され、看護教員養成課程並びに幹部看護教員養成課程を設置している。看護婦等学校養成所の教員養成研修機関として、中心的役割を果たすとともに、看護教育に関する研究活動を行っている。

平成13年度までの研修修了者は、合計2,964名が見込まれる。なお、平成14年度における各課程毎の定員は、次のとおりである。

看護教員養成課程	120名
うち	
助産婦養成所教員専攻（隔年実施）	20名
看護婦養成所教員専攻	100名
幹部看護教員養成課程	40名
合	計
	160名

また、平成14年度の新たな事業として、看護基礎教育における安全教育の推進のため、看護婦等養成所の教員に対する医療事故防止教育研修を実施する予定としている。実施期間等含め詳細については、おって連絡する予定であるので、ご承知置き願いたい。

このほか、看護教員の資質の向上を図るために、看護教員再教育講習会及び看護教員養成講習会等担当者会議を前年に引き続き開催する予定としている。

# 経済課

## 1. 医療関連サービスについて

医療法において、病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師等の診療等に著しい影響を与える業務として、「検体検査」、「医療用具等の滅菌消毒」、「患者等の食事の提供」、「患者搬送」、「医療機器の保守点検」、「医療用ガスの供給設備の保守点検」、「寝具類の洗濯」、「施設の清掃」の8つの業務を政令で定め、これらの業務を委託する際の基準を設け、医療関連サービスの質の確保及び事業者の健全育成に努めているところである。

これらのサービスは、医療機関や国民のニーズに応えるものとして有意義なものと考えられるが、患者の身体や生命に深く関わることから質の確保を図ることが重要であり、さらにその範囲も拡大していくものと見込まれることから、今後とも業務委託の適正化について指導されるようお願いする。

## 2. 衛生検査の精度管理について

### (1) 衛生検査所の指導・監督について

医療機関が適正な医療を行う上で、衛生検査所の検査の精度は極めて重要であり、衛生検査所の検査内容の質的向上を図るため、外部精度管理調査の義務や精度管理責任者を置くことなど精度管理に関する諸基準を法令で定めている。都道府県等におかれては、平成12年4月から、自治事務として行われているところであるが、精度管理の重要性を十分に認識され、衛生検査所指導要領（昭和61年健政発第262号健康政策局長通知）を参考にしながら、衛生検査所の指導・監督を実施していただくようお願いする。

### (2) 「検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年告示第16号）」の一部改正について

放射線審議会の意見具申に基づき国際放射線防護委員会（ICRP）1990年勧告の国内法令への取り入れを行い、法令上の用語、検査従事者等の被ばく線量限度及び管理区域設定基準の見直しが行われ平成13年4月より施行された。経過措置として、平成15年3月31日までに、検体検査用放射性同位元素を備える全ての衛生検査所が改正後の基準に適合すべきものとされているので、指導・監督にあたっては留意するようお願いする。

### 3. 医薬品流通の近代化について

医療用医薬品の流通近代化については、これまで医薬品卸業者や関係団体において取引慣行の改善に向けて努力がなされてきてはいるものの、依然として長期間の未妥結や仮納入の是正、文書による契約の推進等の課題が残されている。各都道府県におかれでは、自治体病院の指導も含め、自由かつ公正な取引の実現に向けて格段の御協力をお願いする。